



登録商標
第7038050号

箱根寄木細工



いにしへの平安時代に起こった小田原の木工技術は、木地挽に始まり漆器、指物など多くの技術・技法を生み出しました。より多くの木材を求めて箱根の山々に入った職人たちは、色鮮やかな豊富な樹種とその豊かな自然に恵まれ、大きく木工技術を発展させていきました。その代表格が『箱根寄木細工』で、江戸時代の後期に創始されました。その精緻で豊かな色彩表現は、大変好評を得て、国内のみならずオランダ商館のドイツ人医師シーボルト、幕末に開国を迫ったペリー提督らも買い求め自国に持ち帰っています。その後、昭和59年に国の伝統的工芸品に指定されました。

権利者 : 小田原箱根伝統寄木協同組合

指定商品 : 箱根地域に由来する伝統的な寄木細工の技術又は技法により制作され、小田原・箱根とその周辺で生産された木製のサイドテーブル・木製の手鏡・木製の引出し・木製の文庫・木製の箱型小物入れ・木製の壁飾り・木製の写真立て など

※商標は登録内容と態様が異なる場合があります。詳しくは、J-PlatPat等から登録内容を確認ください。